取引基本契約書

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という。)と株式会社〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、甲が乙から商品を継続して購入する取引(以下「本取引」という。)について、次のとおり基本契約(以下「本契約」という。)を結ぶ。

第 1 条(目的)

本契約は、本取引に共通して適用される基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 条(個別契約)

1 個々の取引の品名、数量、単価、納期、納入場所、支払条件その他の条件(以下「個別条件」という。)は、本契約に定めるもののほか、甲乙間で結ぶ個別の契約(以下「個別契約」という。)で定める。

2 個別契約は、甲が個別条件を記載した注文書を乙に交付し、乙がこれを承諾したときに成立する。乙が注文書を受け取った日から〇営業日以内に諾否の連絡をしないときは、承諾したものとみなす。

3 本契約と個別契約の定めが異なるときは、個別契約の定めを優先する。

第 3 条(納入)

1 乙は、個別契約で定めた納期までに、定めた納入場所に商品を納入する。

2 乙は、納期に遅れるおそれがあるときは、ただちに甲に理由と納入予定日を知らせ、甲の指示に従う。

第 4 条(検査)

1 甲は、商品を受け取った日から〇営業日以内に検査を行い、合格または不合格を乙に知らせる。

2 検査で不合格となった商品について、乙は、甲の指示に従い、代わりの商品の納入、修理または代金の減額を行う。

第 5 条(所有権と危険負担)

1 商品の所有権は、検査に合格した時に乙から甲に移る。

2 検査に合格する前に生じた商品の滅失、き損その他の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き、乙の負担とする。

第 6 条(代金の支払い)

甲は、毎月〇日締めで検査に合格した商品の代金を計算し、翌月〇日までに乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第 7 条(契約不適合責任)

1 検査に合格した後に、商品が種類、品質または数量について契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)が見つかったときは、甲は乙に対し、代わりの商品の納入、修理、代金の減額または損害賠償を求めることができる。

2 前項の請求は、甲が契約不適合を知った時から〇か月以内に乙に通知したときに限り、行うことができる。

第 8 条(秘密保持)

1 甲および乙は、本取引に関して知った相手方の技術上または営業上の情報を、相手方の書面による承諾なく第三者に開示し、または本取引以外の目的に使用してはならない。ただし、公知の情報、もともと保有していた情報、正当な権限のある第三者から秘密保持義務を負わずに得た情報は除く。

2 前項の義務は、本契約が終了した後も〇年間続く。

第 9 条(権利義務の譲渡の禁止)

甲および乙は、相手方の書面による承諾なく、本契約または個別契約による地位や権利義務を第三者に譲渡し、または担保に入れてはならない。

第 10 条(損害賠償)

甲または乙は、本契約または個別契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

第 11 条(契約の解除)

甲または乙は、相手方が次のいずれかにあたるときは、催告なく、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 本契約または個別契約に違反し、催告を受けても相当の期間内に改めないとき

(2) 手形または小切手が不渡りとなったとき

(3) 差押え、仮差押え、競売の申立て、または破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立てがあったとき

(4) その他、財産の状態が悪くなり、または悪くなるおそれがあると認められる相当の理由があるとき

第 12 条(反社会的勢力の排除)

1 甲および乙は、自らおよびその役員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力にあたらないこと、また今後もあたらないことを表明し、保証する。

2 甲または乙は、相手方が前項に違反したときは、催告なく本契約および個別契約を解除することができる。この場合、解除された側は、解除によって生じた損害の賠償を求めることはできない。

第 13 条(有効期間)

1 本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日から 1 年間とする。ただし、期間が終わる〇か月前までに甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、同じ条件でさらに 1 年間延長し、その後も同様とする。

2 本契約が終了しても、すでに成立している個別契約には、本契約の定めが引き続き適用される。

第 14 条(協議)

本契約に定めのない事項や、本契約の解釈に疑いが生じた事項は、甲乙が誠意をもって協議して解決する。

第 15 条(合意管轄)

本契約に関する紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

会社名 株式会社〇〇〇〇

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇　印

乙 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

会社名 株式会社〇〇〇〇

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇　印